

戸塚区連合町内会自治会連絡会4月定例会 議 題 説 明 書

戸塚消防署総務・予防課

議題名：初期消火器具設置費用の一部補助について

【内容】

自治会町内会が初期消火器具等を設置・更新する費用の一部を補助する事業を行っています。

【補助対象経費】

- 1 新規設置及び器材全ての更新設置の場合 ⇒ 整備費用の2/3 (上限20万円)
- 2 消防用ホース等の一部更新設置の場合 ⇒ 整備費用の2/3 (上限7万円)

【例年あげている議題か？】

毎年お願いしています。(昨年の3月にもお願いしました。)

【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】

【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。)

【補助事業の申請方法・期間】

- 1 消防署備え付けの申請書に必要事項を記入の上、戸塚消防署にご提出願います。
- 2 申請期限は9月29日(金)までとなります。

【その他、注意することなど】

・申請件数が、補助予定数を超えた場合は、横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針で示される「対象地域」から優先的に補助されます。

問合せ先

担当部署 戸塚消防署総務・予防課

担当者名 早坂 健

TEL 881-0119 FAX 881-0119

初期消火器具設置費用の一部補助について

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

1 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

2 申請方法

- (1) 受付期間：令和5年4月3日（月）～9月29日（金）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、戸塚消防署に御提出をお願いします。
※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

3 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

4 お問合せ先

申請要件や書類等のお問合せは、戸塚消防署へご連絡ください。
戸塚消防署総務・予防課 電話番号 045-881-0119

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)